

一般財団法人直鞍情報・産業振興協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人直鞍情報・産業振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を福岡県直方市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、主として直鞍の地域企業に対し、研究開発支援、研究会運営の支援、教育研修に関する事業を実施し、地域企業の技術・技能の高度化や経営の合理化・近代化を促進するとともに、電磁両立性（EMC）試験の測定施設を充実し、各種規格試験の実施及び評価、EMC人材育成等の事業を実施することで、中小企業の開発業務を促進し、もって地域産業の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術相談対応による技術課題の解決や研究開発の支援
- (2) 各種研究会の運営支援
- (3) 地域青少年への科学技術啓蒙活動
- (4) 各種技術講習会等の開催及び会場の提供
- (5) 電磁両立性（EMC）試験の実施
- (6) 電磁両立性（EMC）試験の結果に係わる試験成績書の発行
- (7) 電磁両立性（EMC）試験に係わる技術相談及び技術指導の実施
- (8) 電波暗室の開放利用
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠のものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき

するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項に掲げる書類は、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めにより選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の委員は、理事会において選任する。ただし、外部委員にあたっては、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団

- 体を含む。以下同じ)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
 - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を評議員選定委員会に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数でもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。
 - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
 - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第11条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議

員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、1日当たり10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評議員会

(構成及び権限)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として、毎年度6月末までに開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して書面を持って、通知しなければならない。

4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令に定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁式記録媒体により通知を発することができる。

きる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

- 5 第1項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員のうちから選出する。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第18条 理事長が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

- 3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事並びにその評議員会において出席した評議員のうちから選任された議事録署名人の1人以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上10人以内
 - (2) 監事2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1人を専務理事とし、法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数(理事現在数)の3分の1を超えて含まれることがあってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(親族その他特殊の関係があるものを含む)並びにこの法人の使用人が含まれることがあってはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成すること。

- (2) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (3) 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(理事及び監事の任期)

- 第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第26条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により定める。

(顧問)

- 第27条** この法人に、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、有識者等のうちから、理事会において任期を定めた上で、選任することができる。
 - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 4 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第6章 理事会

(構成及び権限)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止

3 前各項に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の7日前までに各理事及び各監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、または電磁的方法により通知しなければならない。

4 第1項、第2項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議及び報告)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合においてその提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3 理事長が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しないことについて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の

理事会への報告があったものとみなす。

4 前2項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第32条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録署名人は、その理事会に出席した理事長及び監事とし、議事録に記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第33条 理事会に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第36条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員の3分の2以上の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 事務局

(設置等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、有給とする。
- 4 事務局長、部長、課長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 5 前項以外の職員は、理事長が任命する。
- 6 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備え付け)

第39条 理事長は、この法人の主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 定款
- (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (4) 評議員の報酬等の支給の基準
- (5) 役員の報酬等の支給の基準
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書
- (8) 財産目録
- (9) 監査報告
- (10) その他法令に定める帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第121条第1項において読み替えて

準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は、大塚 進弘、専務理事は、本松 義則とする。

4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

向野 敏昭

徳島 眞次

田代 裕靖

内藤 博俊

谷 弥壽彦

高倉 定